

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A001155
	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人日本体育協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
 遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額} \times)$$

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいます。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		
流動資産計	1	755,121,052円
固定資産	控除対象財産 (別表C(2)から転記)	2,260,016,355円
	その他の固定資産 4欄-2欄	1,477,898,042円
	固定資産計 5欄-1欄	3,737,914,397円
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>記載要領</p> <p>白色の欄に数値を入力してください。 その他の欄は、自動的に計算されます。</p> </div>		
資産計	5	4,493,035,449円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	545,183,314円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	7,965,692円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0円
引当金勘定の合計額 35欄	9	466,177,327円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	77,581,948円
負債計 26欄	11	1,096,908,281円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0円
指定正味財産の額 33欄	13	128,583,960円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	3,267,543,208円
正味財産計	15	3,396,127,168円
負債及び正味財産合計 5欄 (11欄+15欄と同額)	16	4,493,035,449円

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	5,849,878,722円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	0円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	0円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	5,849,878,722円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	-円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	4,493,035,449円
負債 11欄	26	1,096,908,281円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0円

控除対象財産の額 2欄	28	2,260,016,355円
対応負債の額 39欄	29	57,214,278円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	1,193,325,091円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	2,260,016,355円
控除対象財産に直接 対応する負債の額 7欄	32	7,965,692円
指定正味財産の額 13欄	33	128,583,960円
31欄-32欄-33欄	34	2,123,466,703円
引当金勘定の合計額 9欄	35	466,177,327円
各資産に直接対応する 負債の額 6欄+7欄+8欄	36	553,149,006円
その他負債の額 10欄 (11欄-35欄-36欄と同額)	37	77,581,948円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	3,267,543,208円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	57,214,278円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	5,849,878,722円
遊休財産額 30欄	41	1,193,325,091円
遊休財産額の保有上限額の 超過の有無	42	適合